
吸収分割に関する事前開示書類

2022年9月21日

小田急電鉄株式会社

吸収分割に関する事前開示書類

第1	吸収分割契約の内容	1
第2	分割対価の定め相当性に関する事項	2
第3	剰余金の配当等に関する事項	4
第4	新株予約権の定め相当性に関する事項	5
第5	計算書類等に関する事項	6
第6	債務の履行の見込みに関する事項	7

小田急電鉄株式会社（以下「甲」又は「当社」といいます。）及び株式会社ジェーシービー（以下「乙」といいます。）は、当社を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、当社のJCBブランドのクレジットカード発行事業及びハウスカード事業に関して有する権利義務の一部を、2023年8月16日を効力発生日として、乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を2022年9月20日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

なお、本書記載の事項のうち写しである書類については、いずれも原本の写しに相違ありません。

2022年9月21日

甲 : 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号
 小田急電鉄株式会社
 代表取締役社長 星野 晃司

乙 : 東京都港区南青山5丁目1番22号青山ライズスクエア
 株式会社ジェーシービー
 代表取締役会長兼執行役員社長 浜川 一郎

第 1 吸収分割契約の内容

【別紙 1】をご参照ください。

第2 分割対価の定め相当性に関する事項

乙は、本吸収分割に際して、当社に対し、以下の方法にて算定された「承継対象資産評価額」及び「将来価値評価額」を合計した金額に相当する金銭を交付いたします。本吸収分割は、資本関係のない当事会社間における事業の承継の手段として行われるものであることから、金銭を対価とすることが相当であると考えております。なお、算定方法は当社及び乙が協議の上で決定し、基礎となる各評価額は対象事業の状況及び将来の見通し等を総合的に勘案し、当社及び乙による協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

1. 「承継対象資産評価額」は、本吸収分割の効力発生日の前日の終了時における承継権利評価額から同時点における控除対象費用評価額を控除した額とする。なお、承継権利評価額及び控除対象費用評価額は次のとおりとする。

(1) 承継権利評価額は、以下の合計額とし、対象事業の営業権は加算しない。

- ① ショッピング債権（1回払い、2回払い、ボーナス払いを含む。以下同じ。）
- ② ショッピングリボ払い債権
- ③ ショッピング分割払い債権
- ④ ②③に付帯する手数料債権、その他「OPクレジット・JCB規約」及び「OPクレジットハウス規約」に基づく手数料債権
- ⑤ 年会費未収債権
- ⑥ 会員に発行したクレジットカードの所有権

(2) 控除対象費用評価額は、以下の①から②の金額の合計額とする。

①年会費の還元

会員から支払われる年会費に対応するサービス提供期間のうち、甲がサービスを提供する期間と乙がサービスを提供する期間とで区分し、その割合に応じて、既請求と未請求の年会費を甲乙間で分配し、乙の分配額を控除対象費用評価額として計上する。

②貸倒費用評価額

以下の(a)から(c)を合算した金額とする。

- (a) 前述(1)において定める①の債権額に0.06%を乗じた金額
- (b) 前述(1)において定める②の債権額に0.06%を乗じた金額
- (c) 前述(1)において定める③の債権額に0.06%を乗じた金額

2. 「将来価値評価額」とは、効力発生日の前日の終了時点における「ショッピングリボ払い債権」及び「ショッピング分割払い債権」の元本に基づき効力発生日後に発生する手数料債権の評価額をいい、その算定方法は、以下の(a)から(c)を合算した金額（ただし、1円未満の端数は切捨て。）とする。

- (a) 前述(1)において定める②の債権残高(ジェーシービーブランドカード分)÷2×15%×

12.30 (ヶ月) ÷ 12 (ヶ月) で計算される額

(b) 前述 (1) において定める②の債権残高(ハウスカード分) ÷ 2 × 15% × 16.64 (ヶ月) ÷ 12 (ヶ月) で計算される額

(c) 前述(1)において定める③の債権残高 ÷ 2 × 15% × 3.67 (ヶ月) ÷ 12 (ヶ月) で計算される額

第3 剰余金の配当等に関する事項

該当事項はありません。

第4 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

第5 計算書類等に関する事項

1. 乙の最終事業年度に係る計算書類等

【別紙2】をご参照ください。

2. 乙の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

3. 乙の最終事業年度の末日後に生じた重要な事象

該当事項はありません。

4. 甲の最終事業年度の末日後に生じた重要な事象

該当事項はありません。

第6 債務の履行の見込みに関する事項

1. 甲の債務の履行の見込みに関する事項

当社の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は1,108,060百万円、負債の額は794,679百万円、純資産の額は313,381百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

これに対して、本吸収分割により、当社が乙に対して移転する資産の額は9,672百万円、負債の額は0百万円に留まる見込みです。(ただし、この金額は2022年4月15日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としており、効力発生日までの資産及び負債の増減等によって変動します。)

また、本吸収分割後の甲の収益状況及びキャッシュ・フロー等について、甲の債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は予測されておりません。

従いまして、本吸収分割後における当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

2. 乙の債務の履行の見込みに関する事項

乙の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は1,789,055百万円、負債の額は1,394,622百万円、純資産の額は394,432百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

これに対して、上記1で述べたとおり、本吸収分割により、乙が当社より承継する資産の額は9,672百万円、負債の額は0百万円に留まる見込みです。

また、本吸収分割後の乙の収益状況及びキャッシュ・フロー等について、乙の債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は予測されておりません。

従いまして、本吸収分割後における乙の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

別紙1
吸収分割契約の内容

次ページ以降に添付のとおり



吸収分割契約書

小田急電鉄株式会社
株式会社ジェーシービー

2022年9月20日



小田急電鉄株式会社(本店所在地:東京都渋谷区代々木二丁目 28 番 12 号。以下「甲」という。)と株式会社ジェーシービー(本店所在地:東京都港区南青山五丁目 1 番 22 号。以下「乙」という。)とは、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条(定義)

本契約書において使用されている用語で本条各号に定義されているものは、本条各号に規定される意味を有するものとする。

- (1) 「事業承継日」とは、甲から乙に対して対象事業を承継する日をいい、第 4 条に定める効力発生日のことをいう。
- (2) 「対象会員」とは、本吸収分割(第 3 条に定義する。以下同じ。)において甲から乙への承継の対象となる会員のことをいう。

第 2 条(対象事業等)

1. 本契約において「対象事業」とは、次の(1)号及び(2)号の事業をいい、(3)号に定めるカードの銘柄に関する事業をいう。

(1) 2012 年 2 月 29 日付「ジェーシービーブランドカード発行基本契約書」にて定義された「イシュア」としての地位・権利の範囲内で甲が営む事業。

(2) 2012 年 2 月 29 日付「ハウスカード発行基本契約書」にて定義された「ハウスカードイシュア」としての地位・権利の範囲内で甲が営む事業。

(3) 本事業承継(第 3 条に定義する。以下同じ。)の対象となるカードの銘柄は以下(表:本事業承継対象銘柄一覧)の通りとする。

(表:本事業承継対象銘柄一覧)

項番	銘柄名	搭載ブランド
1	OP クレジット	JCB
2	JAL カード OP クレジット(普通カード)	JCB
3	JAL カード OP クレジット JAL CLUB EST(普通カード)	JCB
4	OP クレジット ゴールド	JCB
5	JAL カード OP クレジット(CLUB-A)	JCB
6	JAL カード OP クレジット(CLUB-A ゴールド)	JCB
7	JAL カード OP クレジット JAL CLUB EST(CLUB-A)	JCB
8	JAL カード OP クレジット JAL CLUB EST(CLUB-A ゴールド)	JCB
9	OP クレジット ハウス	-

2. 前項にかかわらず、次の各号いずれかに該当する権利義務は対象事業から除外するものとする。

(1) 甲が甲の会員との契約に基づき提供する小田急ポイントカード及び小田急ポイ

ントサービスにかかわる事業

(2) その他第5条(3)号で定める承継対象契約に関わらない事業

3. 甲及び乙は、甲乙間の2012年2月29日付「ジェーシービーブランドカード発行基本契約書」、「ハウスカード発行基本契約書」及び「クレジットカード業務委託契約書」並びにこれらに付随する合意書、覚書等(以下「既存甲乙間契約」という。)は本事業承継の対象とならないこと、及び既存甲乙間契約に基づく精算業務は本事業承継の対象とならないことを確認する。

第3条(吸収分割)

甲は、対象事業を甲より分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する(以下、本契約に従って行う吸収分割を「本吸収分割」といい、乙が甲から対象事業を承継することを「本事業承継」という。)

第4条(吸収分割の効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日は、2023年8月16日とする(以下「効力発生日」という。)。但し、必要のある場合は、甲乙の合意に基づき、この期日を変更できるものとする。

第5条(承継される資産、債務、契約その他の権利義務)

甲及び乙は、本事業承継によって乙が甲から承継する資産、負債及び権利関係が、対象事業にかかる次の資産(以下「承継対象資産」という。)、負債(以下「承継対象負債」という。))及び契約上の地位(以下「承継対象契約」という。))のみであることを確認する。

(1) 承継対象資産:対象会員に対する次の①から⑥の債権。

①ショッピング債権(1回、2回、ボーナス払いを含む。以下同じ。)

②ショッピングリボ払い債権

③ショッピング分割払い債権

④上記②③に付帯する手数料債権、その他「OPクレジット・JCB規約」及び「OPクレジットハウス規約」((3)①に定めるものをいう。)に基づく手数料債権

⑤年会費未収債権

⑥会員に発行したクレジットカードの所有権

(2) 承継対象負債:甲及び乙は、いかなる債務も、本吸収分割の承継対象外であることを確認するとともに、万一、乙が本契約に基づき承継していない債務の債権者から訴えを提起された結果、本来甲が債権者に弁済すべき債務を乙が弁済した場合には、当該金額を乙が甲に求償する権利を有することを確認する。

(3) 承継対象契約: 次の①から②の契約。なお、甲及び乙は、①から②以外のいかなる契約(甲と甲の従業員との間の労働契約を含むが、これに限らない。)も、本事業承継の承継対象外であることを確認する。

①甲と承継対象会員との間の「OPクレジット・JCB規約」及び「OPクレジットハウス規約」に基づく第2条第1項(3)号に記載のカードの銘柄に関する契約(小田急ポイントサービス特約、小田急ポイントカード特約、JMBマイル/小田急ポイント交換特典特約に関わる部分を除く)

②甲と甲の発行するカードの提携先との間の契約

第6条(本吸収分割の対価)

1. 本吸収分割の対価は金銭とし、その金額は、「承継対象資産評価額」及び「将来価値評価額」の合計額とする。

2. 前項における「承継対象資産評価額」は、本吸収分割の効力発生日の前日の終了時における承継権利評価額から同時点における控除対象費用評価額を控除した額とする。なお、承継権利評価額及び控除対象費用評価額は次のとおりとする。

(1) 承継権利評価額は、効力発生日の前日の終了時における①ショッピング債権(1回払い、2回払い、ボーナス払いを含む。以下同じ。)、②ショッピングリボ払い債権、③ショッピング分割払い債権、④②及び③に付帯する手数料債権、その他「OPクレジット・JCB規約」及び「OPクレジットハウス規約」に基づく手数料債権、⑤年会費未収債権、⑥会員に発行したクレジットカードの所有権の合計額とし、対象事業の営業権は加算しない。

(2) 控除対象費用評価額は、以下の①と②の金額の合計額とする。

①年会費の還元

会員から支払われる年会費に対応するサービス提供期間のうち、甲がサービスを提供する期間と乙がサービスを提供する期間とで区分し、その割合に応じて、既請求と未請求の年会費を甲乙間で分配し、乙の分配額を控除対象費用評価額として計上する。

②貸倒費用評価額

以下の(a)から(c)を合算した金額とする。

(a) 本項(1)号において定める①の債権額に0.06%を乗じた金額

(b) 本項(1)号において定める②の債権額に0.06%を乗じた金額

(c) 本項(1)号において定める③の債権額に0.06%を乗じた金額

3. 第1項における「将来価値評価額」とは、効力発生日の前日の終了時点における「ショッピングリボ払い債権」及び「ショッピング分割払い債権」の元本に基づき効力

発生日後に発生する手数料債権の評価額をいい、その算定方法は、以下の(a)から(c)を合算した金額とする。

(a) 前述(1)において定める②の債権残高(クレジット分)÷2×15%×12.30(ヶ月)÷12(ヶ月)で計算される額。

(b) 前述(1)において定める②の債権残高(ハウスカード分)÷2×15%×16.64(ヶ月)÷12(ヶ月)で計算される額。

(c) 前述(1)において定める③の債権残高÷2×15%×3.67(ヶ月)÷12(ヶ月)で計算される額。

第7条(分割承認手続き)

乙は、効力発生日までに、本契約の承認決議を行うための株主総会を開催するものとする。甲は、会社法第784条第2項の適用により、本契約について株主総会の承認決議を行わない。

第8条(本契約の変更及び解除)

本契約の締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、対象事業にかかる資産又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙合意のうえ本契約を変更又は解除することができる。

第9条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえこれを決定し、解決するものとする。

第10条(合意管轄)

本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

以上

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、各当事者は本書に記名押印のうえ、各 1 通これを保持する。

2022 年 9 月 20 日

甲：東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

小田急電鉄株式会社

代表取締役 星野 晃司

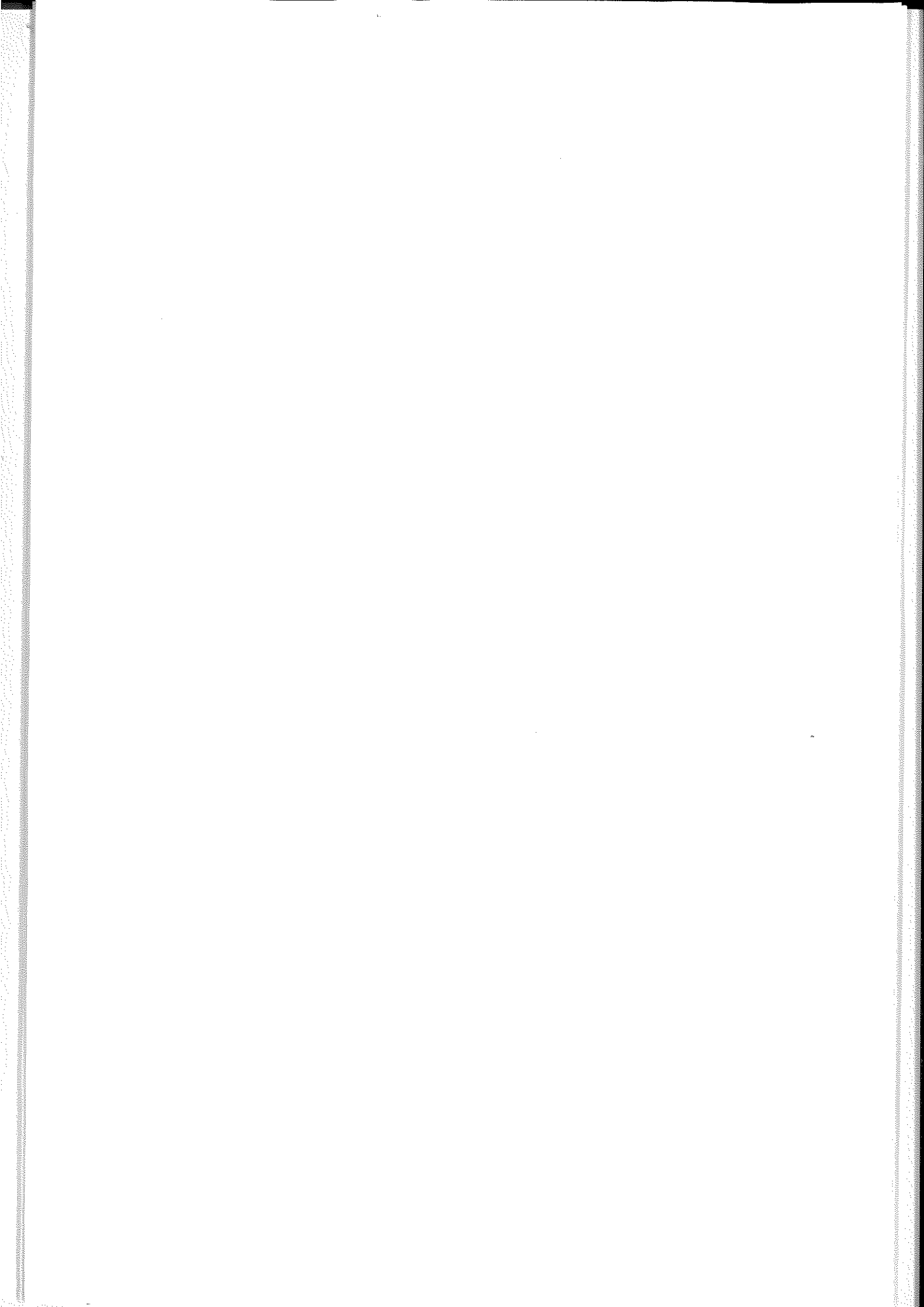


乙：東京都港区南青山五丁目1番22号

株式会社ジェーシービー

代表取締役会長兼執行役員社長 浜川 一郎







別紙2

乙の最終事業年度に係る計算書類等

次ページ以降に添付のとおり

第75期計算書類

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社ジェーシービー

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,579,720	流 動 負 債	1,249,862
現金および預金	78,587	加 盟 店 未 払 金	820,827
会 員 未 収 金	764,566	未 払 フ ト カ ー ド 金	103,405
未 収 金	687,416	短 期 借 入 金	154,181
貸 付 金	47,956	1年以内返済予定の長期借入金	106,670
関係会社短期貸付金	5,616	関係会社短期借入金	19,275
契 約 資 産	102	リ ー ス 債	611
前 払 金	3,293	未 払 費 用	96
前 払 費 用	3,238	未 払 法 人 税	481
未 収 収 益	2,328	未 契 約 負 債	4,772
立 替 金	785	預 り 金	6,892
そ の 他 流 動 資 産	2,210	前 販 売 受 取 引 当 金	13,171
貸 倒 引 当 金	△16,380	販 売 促 進 引 当 金	4
固 定 資 産	209,334	販 売 与 引 当 金	14,502
有 形 固 定 資 産	4,362	販 売 役 員 賞 与 引 当 金	3,130
建 物	1,263	債 務 保 証 損 失 引 当 金	64
構 築 物	4	そ の 他 流 動 負 債	1,731
器 具 備 品	3,087	固 定 負 債	144,760
土 地	6	長 期 借 入 金	95,263
無 形 固 定 資 産	99,941	社 員 一 人 借 入 債 務	13,000
ソ フ ト ウ ェ ア	76,941	退 職 給 付 引 当 金	288
未 稼 働 ソ フ ト ウ ェ ア	16,628	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	377
借 地 権	1	利 息 返 還 損 失 引 当 金	373
の れ ん	6,043	ギ フ ト カ ー ド 回 収 損 失 引 当 金	3,617
そ の 他 無 形 固 定 資 産	327	資 産 除 去 債 務	21,043
投 資 そ の 他 の 資 産	105,031	長 期 預 り 金	1,322
投 資 有 価 証 券	59,945	そ の 他 固 定 負 債	9,130
関 係 会 社 株 式	4,012	負 債 合 計	1,394,622
関 係 会 社 出 資 金	1,912	(純 資 産 の 部)	
差 入 保 証 金 等	2,526	株 主 資 本	369,865
長 期 前 払 費 用	13,671	資 本 剰 余 金	10,616
前 払 年 金 費 用	14,459	資 本 剰 余 金	11,648
繰 延 税 金 資 産	5,607	利 益 剰 余 金	11,648
そ の 他	2,894	利 益 剰 余 金	347,618
合 計	1,789,055	そ の 他 利 益 剰 余 金	625
		別 途 積 立 金	148,985
		特 定 株 式 取 得 積 立 金	149
		繰 越 利 益 剰 余 金	197,857
		自 己 株 式	△ 17
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	24,567
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	24,567
		純 資 産 合 計	394,432
		合 計	1,789,055

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
売 上 手 数 料	197,457
受 取 利 息	8,018
そ の 他 の 営 業 収 益	125,769
	331,245
営 業 費 用	
支 払 利 息	1,110
そ の 他 の 営 業 費 用	292,678
	293,789
営 業 利 益	37,456
営 業 外 収 益	1,343
営 業 外 費 用	288
経 常 利 益	38,510
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	960
関 係 会 社 株 式 売 却 益	367
	1,327
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	197
	197
税 引 前 当 期 純 利 益	39,641
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	11,568
法 人 税 等 調 整 額	554
当 期 純 利 益	27,518

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金 利益 剰 余 金						自己株式	株主資本計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計			
				別途積立金	特定株式取得積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	10,616	11,648	625	148,985	-	179,508	329,119	△17	351,367	
会計方針の変更による累積的影響額						△4,781	△4,781		△4,781	
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,616	11,648	625	148,985	-	174,727	324,338	△17	346,586	
当期変動額	株主資本	剰余金の配当					△4,238	△4,238		△4,238
		特定株式取得積立金への積立				149	△149	-		-
		当期純利益					27,518	27,518		27,518
	株主資本以外									
当期変動額合計	-	-	-	-	149	23,129	23,279	-	23,279	
当期末残高	10,616	11,648	625	148,985	149	197,857	347,618	△17	369,865	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	19,757	19,757	371,124
会計方針の変更による累積的影響額			△4,781
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,757	19,757	366,343
当期変動額	株主資本		△4,238
	特定株式取得積立金への積立		-
	当期純利益		27,518
	株主資本以外	4,810	4,810
当期変動額合計	4,810	4,810	28,089
当期末残高	24,567	24,567	394,432

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品（その他流動資産）

生カードについては先入先出法による原価法、その他については個別法による原価法を採用しております。なお、収益性が低下した棚卸資産については、簿価を切り下げます。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法および定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権等の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率および債権の内容を勘案し計上しております。

② 販売促進引当金

Ok i D o k i ポイントプログラム等の商品引換えに備えるため、その引換見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理することとしております。

- ④ 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - ⑥ 利息返還損失引当金
将来の利息返還請求に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
 - ⑦ 役員賞与引当金
役員の賞与の支払に備えるため、当事業年度末における役員賞与支給見込額を計上しております。
 - ⑧ 債務保証損失引当金
将来の債務保証の履行により発生する損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。
 - ⑨ ギフトカード回収損失引当金
発行から一定期間経過後に収益計上したギフトカード等について、将来の回収に伴い発生する支出に備えるため、過去の実績に基づく回収見込額を計上しております。
- (6) 収益および費用の計上基準
- ① 売上手数料
加盟店手数料……………顧客である加盟店との契約に基づき、役務の提供が完了し、履行義務が充足されるクレジットカード等利用時に収益を認識しております。
顧客手数料……………主にカード会員のショッピングリボルビング払い等の利用に応じて発生する手数料であり、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来の都度手数料算出額を収益計上する方法によっております。(以下「残債方式」と言います。)
 - ② 受取利息
主にカード会員のキャッシングリボルビング払い等の利用に応じて発生する利息であり、残債方式によっております。
 - ③ その他の営業収益
カード年会費……………顧客であるカード会員との契約に基づき、会費の期間に応じて履行義務が発生するため、当該期間に応じて収益を認識しております。
受託手数料……………クレジットカード業務に関する各種業務受託について、提携会社より手数料を得ており、契約ごとに役務の提供が完了した際に履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を充たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……………借入金、外貨建取引

ヘッジ方針

将来の金利および為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ……………ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

為替予約……………外貨建取引（ヘッジ対象）と為替予約（ヘッジ手段）とは重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため有効性の判断を省略しております。

② のれんの償却方法および償却期間

将来の効果の発現する期間にわたり定額法により償却を行っております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は繰延消費税（投資その他の資産「その他」）に計上し、税法基準により均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」と言います。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、カード年会費については、従来、請求締切日に収益を認識しておりましたが、会費の期間に応じて収益を認識する処理に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ508百万円減少しております。また、当事業年度の期首の利益剰余金が4,781百万円減少、流動資産が95百万円増加、固定資産が2,110百万円増加、流動負債が6,986百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は4,781百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」と言います。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44項・2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	顧客との契約から 生じた収益	その他の収益	合計
営業収益	281,938	49,306	331,245
売上手数料	169,745	27,711	197,457
受取利息	-	8,018	8,018
その他の営業収益	112,192	13,576	125,769

その他の収益には、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づく利息等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(6) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	15,564
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	15,639
契約資産 (期首残高)	95
契約資産 (期末残高)	102
契約負債 (期首残高)	5,441
契約負債 (期末残高)	6,892

契約資産は、カード会員との契約において、期末時点で履行義務が完了しているが未請求のカード年会費であります。

契約負債は主に、カード会員との契約において、期末時点で履行義務を充足していない残高であります。当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは5,441百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社の計算書類に計上されたギフトカード回収損失引当金は、21,043百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

発行から一定期間経過後に収益計上したギフトカード等について、将来の回収に伴い発生する支出に備えるため、ギフトカード回収損失引当金を計上しております。当該引当金は、過去の回収実績に基づき、発行年度別、経過年度別に回収見込額を見積り、計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

過去の回収傾向が継続するとの仮定のもと、直近の動向も踏まえ将来の回収見込額を算出しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

回収見込額の見積りは、キャッシュレス化の進展等による回収傾向の変化によって影響を受ける可能性があります。実際に発生した回収金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、当該引当金残高が増減する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 11,926百万円

(2) 保証債務

保証債務の内容

他社の会員利用請求額に対する保証債務 59,073百万円

従業員の借入金に対する保証債務 8百万円

関係会社の借入金に対する保証債務 190百万円

債務保証残高 59,273百万円

債務保証損失引当金 △44百万円

控除後債務保証残高 59,229百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 11,725百万円

短期金銭債務 11,225百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 9,052百万円

営業費用 28,395百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 329百万円

営業外費用 1百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 4,462,920株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 1,115株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	4,238	950.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(4) 当事業年度の末日後に行う予定の剰余金の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,346	750.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
販売促進引当金	4,440百万円
貸倒引当金	2,791百万円
カード年会費	2,747百万円
長期預り金	2,343百万円
資産調整勘定	2,164百万円
その他	7,570百万円
繰延税金資産小計	22,058百万円
評価性引当額	△1,285百万円
繰延税金資産合計	20,772百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	10,635百万円
前払年金費用	4,427百万円
その他	101百万円
繰延税金負債合計	15,164百万円
繰延税金資産の純額	5,607百万円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、クレジットカードを中心とした総合決済ソリューション事業を行っております。この事業を行うため、市場の状況や金融資産の内容などを勘案して、銀行借入による間接金融のほか、社債や商業・ペーパーの発行等による直接金融によって資金調達を行っております。

このように、当社は多くの金融資産および金融負債を保有しており、債務の確実な履行のため、また、金利変動による不利な影響を抑制するため、資産および負債の総合的管理（ALM）をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として個人に対するショッピング債権やキャッシング債権ならびに提携企業等に対する未収金であり、とくに個人に対する債権については、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に株式であり、事業推進目的で保有しております。これは、発行体の信用リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債および商業・ペーパーは、一定の環境下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、債権回収期間と調達期間とのバランスをとり、また支払期日を分散することなどにより当該リスクを回避しております。

また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には金利変動リスク回避目的で行っている金利スワップ取引があります。当社では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用し、ヘッジ対象である長期借入金に金利スワップの特例処理を行っております。このほか為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建取引に対してヘッジ会計を適用しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、未収金、加盟店未払金、未払金、ギフトカード、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 会員未収金	764,566		
貸倒引当金	13,730		
	750,835	767,241	16,405
② 貸付金	47,956		
貸倒引当金	2,111		
	45,844	51,288	5,444
③ 投資有価証券			
その他有価証券	54,723	54,723	-
資産 計	851,403	873,252	21,849
④ 長期借入金	114,538	114,550	12
⑤ 社債	13,000	12,946	△53
負債 計	127,538	127,496	△41

(注1) 投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

投資有価証券

投資有価証券の保有目的はすべてその他有価証券であり、これに関する注記事項は以下のとおりです。

イ. 当事業年度中の売却した有価証券はありません。

また、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価または 償 却 原 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えるもの	株 式	19,039	54,274	35,234
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えないもの	株 式	501	448	△52
合 計		19,541	54,723	35,181

ロ. 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

ハ. 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の 方 法	デリバティブ 取 引 の 種 類	主なヘッジ 対 象	契 約 額 等		時 価	当 該 時 価 の 算 定 方 法
				う ち 1 年 超		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取 引	長期借入金	23,428	13,103	(*)	
合 計			23,428	13,103	-	

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております(上記「負債」④参照)。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 (*1)	4,611
組合出資金等 (*2)	611

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金等は、投資事業組合等であります。「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

i 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
③ 投資有価証券 その他有価証券 株式	54,382	340	-	54,723

ii 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 会員未収金	-	533,470	233,770	767,241
② 貸付金	-	2,914	48,374	51,288
④ 長期借入金	-	114,550	-	114,550
⑤ 社債	-	12,946	-	12,946

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

① 会員未収金、② 貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

③ 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

④ 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引き、対応する未払費用を控除して時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております（下記「⑥デリバティブ取引」参照）。

⑤ 社債

当社の発行する社債は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引き、対応する未払費用を控除して時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑥ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「④ 長期借入金」参照）。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	88,402円10銭
1株当たり当期純利益	6,167円49銭

1 1. 減損損失に関する注記

以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
三重県志摩市	遊休資産	土地	3

当社は、原則として、事業用資産については事業セグメントを基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち時価が著しく下落した資産を、回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は固定資産税評価額により測定しており、当該減少額を減損損失（3百万円）として営業外費用に計上しております。

1 2. その他の注記

（企業結合等関係）

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

吸収分割会社の名称：三菱UFJニコス株式会社

承継する事業の内容：FC事業の一部

② 企業結合を行った主な理由

会員及び加盟店増加による収益拡大を目指しております。

③ 企業結合日

2021年11月16日

④ 企業結合の法的形式

三菱UFJニコス株式会社を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として三菱UFJニコス株式会社のJCBブランドのフランチャイズ事業を取得したため。

(2) 財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

2021年11月16日から2022年3月31日

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

対価の種類：現金

金額：33,179百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等：7百万円

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

6,305百万円

② 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を下回ったため。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れる資産及び負債の額並びにその内訳

流動資産	25,836百万円
固定資産	2,783百万円
資産合計	28,619百万円
流動負債	1,448百万円
固定負債	297百万円
負債合計	1,745百万円

(その他追加情報の注記)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積もりについて

新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」と言います。）の感染拡大の影響は、翌事業年度（2023年3月期）の一定期間にわたり継続すると想定しております。

これにより当社の取扱高および営業債権等の信用リスクに一定の影響があると認識しておりますが、国や地方公共団体の経済対策や金融支援等が実施されることを踏まえ、多額の損失が発生する事態は回避できるとの仮定に基づき貸倒引当金等を算定しております。

ただし、本感染症拡大による影響は不確定要素が多く、当該仮定に変化が生じた場合には、貸倒引当金等は増減する可能性があります。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過とその成果

当期は、前期に続き、新型コロナウイルスの感染拡大が消費動向の変化や世界的なサプライチェーンの混乱をもたらし、経済に大きな影響を与えました。また、2月以降のロシアによるウクライナ侵攻は世界の分断化を進め、政治・経済両面にわたり先行きの不透明感が強まりました。

国内の決済業界では、緊急事態宣言等による行動制約から消費は全体的に弱含みで推移しましたが、生活様式の変容や感染予防への関心の高まりから「キャッシュレス決済」「非対面・非接触決済」の利用が拡大しました。

こうしたなか、当社は会員の増加、加盟店ネットワークの拡充、ショッピング取扱高の増加に取り組み、取扱高は前期比11.5%の増加となりました。

各事業の主な活動と成果は、次のとおりです。

① 各事業の主な活動と成果

イシューング事業では、「JCB ORIGINAL SERIES」を12年ぶりにリニューアルし、タッチ決済機能を標準搭載するとともに、カード情報を裏面に集約しシンプルなデザインとしました。また、カードの利用の都度、通知などを受け取ることができるサービス「My安心設定」を開始しました。「JCBデビット」については、株式会社みんなの銀行、株式会社山形銀行が新たに取り扱いを開始し、JCBブランドのデビットカード発行金融機関は37行になりました。法人マーケットでは、全日本空輸株式会社が運営する国内線出張システム「ANA Biz」への企業間決済サービスの提供や、ソリマチ株式会社などが提供する会計ソフトとのAPI連携の強化を行い、企業のDX化ニーズへの対応に注力しました。

加盟店事業では、ネットショッピングやサブスクリプションサービスなどの非対面決済が増加しました。また、株式会社ネットプロテクションズが提供する後払い決済サービス（BNPL：Buy Now Pay Later）の紹介業務を開始し、多様な決済手段を求める顧客のニーズに対応しました。加盟店向けサービスにおいては、「JCB加盟店Oh!ENサイト」を公開するなど、加盟店との接点強化とサービスの拡充に取り組みました。

ブランド事業では、JCBブランド会員の増加とブランドプロダクト、サービスの充実に取り組みました。国際標準規格に準拠したタッチ決済の導入に注力し、国内外で取り扱い加盟店が増加しました。非接触IC決済QUICPayは、スマートフォンでの利用を中心に会員が増加し、会員数は2,000万を突破しました。コード決済スキーム「Smart Code」は、Payどん、ララPay、Lu Vit Payでの取り扱いがスタートし取り扱い事業者は23社となり、利用可能な端末台数も26万台を超え事業が拡大しました。

海外については、インドで最大手のインドステイト銀行はじめ6行がJCBのクレジットカードの発行を開始したほか、台湾、ASEANなどで発行を伸ばし、海外会員数は3,300万を超えました。また、ASEAN地域における事業強化のため、マレーシアのフィンテック企業であるSoft Space社と資本業務提携を行いました。

匿名加工した決済データに基づく消費指数「JCB消費NOW」は、リニューアルにより都道府県をまたいだ消費の分析が可能となり、さらに利用が拡がりました。また、株式会社Datachainとのデジタル通貨交換基盤の構築に向けた実証実験や、合同会社KeychainとのM2M領域におけるマイクロペイメント向け決済インフラを想定した実証実験などを行ったほか、フィンテックテクノロジーによる新たなサービスの開発・提供を目的に、株式会社デジタルガレージと資本業務提携を行いました。

最後に、3月14日をもってロシアにおけるJCBネットワークの提供を停止しました。影響を受けるお客様やパートナーの皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

② 主要な業績

当期の営業収益は、前期比219億円増加の3,312億円となりました。営業費用は、前期比259億円増加の2,937億円となりました。その結果、営業利益は前期比39億円減少の374億円、経常利益は63億円減少の385億円、当期純利益は38億円減少の275億円となりました。

当期の取扱高は、前期比11.5%増加の37兆7,203億円（国内取扱高は24兆8,861億円、海外取扱高は12兆8,342億円）となりました。会員数は、前期比3.6%増加の1億4,613万会員（国内会員数は1億1,289万会員、海外会員数は3,323万会員となりました）。

(2) 設備投資と資金調達の状況

当期における設備投資は、システム関連を中心に総額389億円となりました。なお、所要資金は自己資金を充当しました。

(3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社は、2021年11月16日付で三菱UFJニコス株式会社から、JCBフランチャイズ事業における一部会員と全加盟店を吸収分割の方法により承継いたしました。

(4) 直近三事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第72期 2018年度	第73期 2019年度	第74期 2020年度	第75期(当期) 2021年度
取 扱 高	32,675,881	35,002,662	33,825,514	37,720,375
キ ャ ッ シ ン グ 等 残 高	64,248	58,429	46,251	47,956
保 証 債 務 残 高	101,300	58,271	55,951	59,273
営 業 収 益	309,513	335,177	309,263	331,245
当 期 純 利 益	28,198	23,669	31,378	27,518
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	6,319	5,304	7,032	6,167
総 資 産	1,572,217	1,544,414	1,656,266	1,789,055
純 資 産	315,240	335,582	371,124	394,432

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第75期の期首から適用しており、第75期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

カード業界では、現金決済からキャッシュレス決済へのシフトによってマーケットの拡大が続く一方、情報通信技術の発達と新たなプレーヤーの参入により、競争の激化と多様化が進んでいます。

当社は、2021年度から4ヵ年の中期経営計画「Plan 2024」をスタートさせ、グループ総合力とデジタルソリューションで『選ばれるJCB』をめざし、変化する決済ビジネスにおける事業の強化に取り組んでいます。また、気候変動問題への対応を強化し、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

- クレジットカード業務
- クレジットカード業務に関する各種受託業務
- 融資業務
- 集金代行業務
- 前払式支払手段の発行ならびに販売業およびその代行業

(7) 主要な事業所等

本社	(東京都港区)	JCBカードセンター(三鷹市)	鳥取ソリューションセンター	(鳥取市)	
高田馬場オフィス	(東京都新宿区)	大阪支社	(大阪市)	北海道支社	(札幌市)
東北支社	(仙台市)	東日本支社	(さいたま市)	東海支社	(名古屋市)
九州支社	(福岡市)	中四国支社	(広島市)	松江事業所	(松江市)

(8) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,389名	14名増	39歳4ヵ月	14年2ヵ月

- (注) 1. 使用人数は、就業者数で記載しており、時給制契約社員を含んでおります。
2. 平均年齢および平均勤続年数は、受入社員および時給制契約社員を含んでおりません。
また、1ヵ月未満を四捨五入して表示しております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
(株)ジェーシービー・サービス	50百万円	100.0%	損害保険の募集代理業務
(株)ジェーシービー・ インターナショナル	480百万円	100.0%	日本国外におけるクレジットカード業務
(株)日本カードネットワーク	480百万円	56.5%	クレジットカード事業にかかわる情報通信業務
(株)ジェイエムエス	80百万円	52.0%	クレジットカード事業にかかわる加盟店営業業務
(株)J C B エクセ	50百万円	100.0%	クレジットカード事業にかかわるバックオフィス業務

上記の重要な子会社5社の営業収益および売上高の合計は、61,138百万円、当期純利益の合計は、3,828百万円であります。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
(株)三菱UFJ銀行	38,725百万円
(株)三井住友銀行	24,451百万円
(株)りそな銀行	12,075百万円
(株)千葉銀行	11,775百万円
(株)七十七銀行	8,275百万円
(株)山口銀行	7,612百万円
大同生命保険(株)	6,350百万円
日本生命保険(相)	4,950百万円

(注) 金融機関の種類別に記載しております。

2. 株式に関する事項

① 発行可能株式総数 10,000,000株

② 発行済株式の総数 4,461,805株

(注) 自己株式1,115株は含んでおりません。

③ 株主数 122名

④ 上位10名の大株主

株主名	持株数	持株比率
ジェーシービー従業員持株会	422,595株	9.47%
(株)三菱UFJ銀行	315,783株	7.07%
太陽生命保険(株)	311,640株	6.98%
(株)三井住友銀行	306,846株	6.87%
トヨタファイナンシャルサービス(株)	231,900株	5.19%
オリックス(株)	223,200株	5.00%
TIS(株)	157,000株	3.51%
三菱UFJ信託銀行(株)	154,962株	3.47%
大同生命保険(株)	153,340株	3.43%
三信(株)	152,899株	3.42%

(注) 持株比率は、自己株式1,115株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼 執行役員社長	浜 川 一 郎	監査部担当
代 表 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	明 田 浩	カード事業統括部門長委嘱
代 表 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	三 宮 維 光	加盟店事業統括部門長委嘱兼イノベーション統括部担当
代 表 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	長 裕 章	プロセッシング事業統括部門長、プロセッシング事業統括部長、 営業本部長委嘱
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	岡 崎 正 明	ブランド事業統括部門長委嘱
取 締 役 兼 執 行 役 員	中 山 武 彦	総合企画部、総務部、経理部担当
取 締 役	熊 田 肇	非常勤 株式会社日本カードネットワーク 代表取締役社長
取 締 役	坪 井 朗	非常勤 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 執行役員
取 締 役	早 乙 女 実	非常勤 株式会社三菱UFJ銀行 常務執行役員
取 締 役	上 村 明 生	非常勤 株式会社三井住友銀行 執行役員
監 査 役	福 清 久	常勤
監 査 役	斎 藤 彰	常勤
監 査 役	安 田 新 太 郎	非常勤 三菱UFJ信託銀行株式会社 特別顧問
監 査 役	儀 賀 信 利	非常勤 太陽生命保険株式会社 取締役常務執行役員

(注) 1. 当期中の役員の異動

1) 新任 2021年6月25日開催 第74期定時株主総会

取締役：早乙女 実

取締役：上村 明生

2) 退任 2021年4月30日

取締役：山下 剛史

2021年6月25日開催 第74期定時株主総会

取締役：前田 泰裕

取締役：宮田 敦

2. 取締役の坪井朗氏、早乙女実氏、上村明生氏の3氏は、社外取締役であります。

3. 監査役の安田新太郎氏および儀賀信利氏は、社外監査役であります。

4. 当社は、定款に取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役の坪井朗氏、早乙女実氏、上村明生氏および監査役の全員と締結した、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

1) 取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

2) 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(2) 取締役および監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	8名	292百万円
監 査 役	2名	51百万円
計	10名	343百万円

(注) 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。当該表内の取締役および監査役の人数10名には、無報酬の社外取締役3名、社外監査役2名は含まず、2021年6月25日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は次のとおりです。

	支 払 額
当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額	63百万円

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

■ 業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制システム構築の基本的な考え方

当社は、会社法およびその他の法令に従い、当社の業務ならびに当社および当社関係会社から成る企業集団（JCBグループ）の業務の適正を確保するための体制構築に関する「内部統制システム構築の基本方針」を定め、適切に運用する。

当社および当社グループ会社は、企業活動にあたりJCB憲章・JCB行動指針を遵守するとともに、当該憲章・行動指針の浸透を図り、当社および当社グループ会社の定める規程・規則等を遵守するため、指導・教育等を通じてJCBグループ全体としての内部統制システムを効果的に運用するものとする。

(2) 内部統制システムとして構築する基本的な体制

① 取締役の職務の執行体制と法令および定款の適合性確保

- i) 当社は監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役会の監査機能を通じて、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
- ii) 取締役会の監督機能を強化するために、コンプライアンス、適切なりスク管理の確保等、業務の適正化に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任する。
- iii) 取締役は相互に各取締役の職務の執行を監督するとともに、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会および監査役会に報告する。
- iv) 取締役の役割をコーポレート・ガバナンスと位置付けるとともに、取締役選任基準を明確化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図る。
- v) 取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」に基づき、保存および管理を行う。
- vi) 取締役会を定期開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、経営の合理化・効率化を図るため、経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、常勤執行役員等によって構成される経営会議等での事前の審議を経たうえで、取締役会において審議、決定を行う。

② 監査役の監査体制と監査役への報告体制、並びに監査役補助者の独立性および実効性確保

- i) 監査役監査が実効的に行われることを確保するために、取締役は監査役監査の重要性と有用性を認識、理解し、監査環境の整備に留意する。
- ii) 監査役は必要に応じ、経営会議等の重要会議に出席できるものとし、取締役および使用人に対して、適宜報告を求めることができる。
- iii) 取締役および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える事項等について監査役に都度報告するものとする。なお、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確実にする。
- iv) 監査役は法令遵守態勢および内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- v) 当社の監査役は当社グループ会社の統制に関し、意見を述べるとともに、当社グループ会社に改善策の策定を求めることができるものとする。
- vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役補助者をおくことができるものとする。
- vii) 監査役補助者の指揮命令および評価は監査役が行うものとし、監査役補助者の任命、解任、懲戒については、監査役会の同意および意向を踏まえたうえで取締役会が決定するものとし、取締役からの独立性および実効性を確保する。
- viii) 監査役補助者についても業務の執行にかかる役職を兼務しないものとし、さらに、取締役は監査役補助者に対して報告を求めることができないものとする。
- ix) 監査役の職務の執行に伴い、費用の前払い請求等をしたときは、請求に係る費用・債務が当該職務執行に必要なでないことを証明しない限り、この請求を拒否しないものとする。

③ 使用人の職務の執行体制と法令および定款の適合性確保

- i) コンプライアンス体制の整備、維持を担う部署としてコンプライアンス部を設置し、法令遵守と企業倫理の確立を図るとともに、取組み等が適宜使用人に周知されていること。
- ii) 内部監査部署として、監査部を設置し、他執行部署からの独立性を高めることにより、各執行部署に対する監査機能の強化を図る。
- iii) 使用人が就業規則に違反した事実、またはその恐れが発見された際に、当該事象を速やかに調査し、処分を決定する機関として社長を委員長とする賞罰委員会を設置する。
- iv) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告体制として、内部通報規程に基づき、社外の弁護士等を直接の情報受領者とする内部通報制度を運営する。

(3) 全社的なコンプライアンス態勢の構築・運用

① コンプライアンス・プログラム策定と徹底

- i) JCB行動指針に定める「コンプライアンスの徹底」を具体的に実践するためのコンプライアンス・プログラムを策定し、当社コンプライアンス部を通じて当社および当社グループ会社取締役ならびに使用人に徹底する。
- ii) 当社および当社グループ会社は、法令遵守のみならず、AMLへの取り組み、社会ルールの遵守、反社会的勢力取引排除態勢、知的財産権の尊重、契約責任の履行をコンプライアンスと定義し、策定したコンプライアンス・プログラムを実践する。
- iii) 当社はコンプライアンス・プログラムにおいて、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見、発生時における対応、およびコンプライアンス徹底のための取組姿勢ならびに取組内容を定め、社長を委員長とする内部管理委員会にて運用状況を報告する。
- iv) 当社は、当社グループ会社に対してJCB行動指針の周知徹底とコンプライアンス態勢構築および実践を継続的に指導・助言を行い、コンプライアンスの徹底を図る。

② 関連法令と社会ルールの遵守

- i) 当社は、当社事業に関連する法令を特定し、適用範囲や影響を踏まえて分類し、管理レベルおよび対応要件等を定め、定期的に見直し社内規程化、自己点検、モニタリング、必要な教育研修等を実践する。
- ii) 当社は法令のみならず、AMLへの取り組み、接待・贈答、インサイダー取引規制、反社会的勢力に関する被害防止等の社会ルールについても、対応要件を定め、定期的に見直し社内規程化、自己点検、モニタリング、必要な教育研修等を実践する。

(4) 全社的なリスク管理態勢の構築・運用

① リスク管理体制整備とリスク管理方針の策定

- i) 取締役会あるいは経営会議等の意思決定機関を通じて、総合リスク管理の整備、運用および個別の重要なリスク管理に関する決定を行う。
- ii) 「リスク管理規程」を定め、リスク管理全般の統括部署として総合リスク統括部を設置するとともに、内外環境の変化や構築した内部統制の状況等を踏まえ、リスク管理方針および主要施策を立案する。
- iii) 管理を要するリスクごとに主管部署を定め、リスク管理等に対する統制活動を計画および実行する。各リスクの主管部署は、リスク発生の未然防止、リスク事象に対する対応および再発防止等を執行部署に徹底する。

② 不測の事態に備えた事業継続管理

- i) 甚大な事故・災害等の不測の事態発生に備え、社長を本部長とする緊急対策本部による迅速な判断、被害極小化、早期回復を図るための「緊急対策本部規則」を制定し、必要な関係者に周知する。
- ii) 経営に重大な影響を与える不測の事態の発生に備えた事業継続計画を整備し、有事における優先業務の指定とその研修、事業継続計画に基づく模擬訓練等を通じて、継続的な改善を行う。
- iii) 当社および当社グループ会社の一部は日本国外においても事業を展開しており、取締役および監査役のみならず、使用人を諸外国に駐在・派遣することがあるため、生命の安全を最優先としたガイドライン等を策定し、継続的に改善する。

③ 重大なリスク事象への対応

- i) 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実またはその恐れが発見された際には、当該事象を速やかに調査し、対応を決定する機関として社長もしくは所管部門長を本部長とする緊急対策本部またはリスク主管部担当役員または総合リスク統括部担当役員が指名した関連部担当役員を議長とする事案対策会議を設置する。
- ii) お客様や社会に重大な影響を与える個人情報漏洩および事務過誤等に対しても、重大な法令違反同様に、緊急対策本部または事案対策会議を設置し、被害の極小化および早期の是正を行う。
- iii) 緊急対策本部、事案対策会議、賞罰委員会、内部通報制度等、重大なリスクにおける事案は、定期的に監査役に報告する。なお、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確実にする。

④ リスク評価と取締役会等への報告

- i) 各リスク主管部署はリスク管理を行うため、リスクの発生可能性および影響度を継続的に評価し、取締役会に報告する。取締役会は当該報告を基に必要な対策を決定する。
- ii) 経営方針および経営戦略に影響を与える重要なリスクについては、常勤執行役員等によって構成される経営会議、もしくは社長を委員長とする内部管理委員会での事前審議を経たうえで、取締役会において審議、決定を行う。
- iii) リスクの発生可能性および影響度、事案発生状況等は、監査役に対しても定期的に報告し、監査役会の監査機能を通じて担当取締役および取締役会の適正な職務執行を確保する。

(5) JCBグループのリスク管理態勢の構築・運用

① 関係会社リスク管理の実践

- i) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社のリスク管理態勢および法令遵守態勢を構築し、当社グループ会社における業務を適正に行うよう管理している。

- ii) 当社は、関係会社リスク管理態勢のもと、当社グループ会社の業務に関連するリスクを管理し、当社取締役にはリスク評価結果を定期的に報告する。
また、当社グループ会社内においても各グループ会社取締役へリスク評価結果を定期的に報告する。
- iii) 当社グループ会社は、取締役会の定期開催、経営の合理化・効率化を図るための経営会議等において業務執行やリスク管理態勢および法令遵守態勢の決定・構築を行うとともに、当社グループ会社の取締役等は都度および定期的に当社の部門・本部内部管理活動会議等にて報告する。
- iv) 当社グループ会社は、各グループ会社の活動において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当社の監査役に報告する。
- v) 当社グループ会社は、経営管理、経営指導内容が法令に違反、またはコンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに当社の監査役に報告する。
- vi) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についてのグループ会社からの報告体制として、社外の弁護士等を直接の情報受領者とする内部通報制度を、当社グループ会社についても適用する。

② 海外拠点リスク管理の実践

- i) 当社は、海外現地法人（海外拠点）についても、当社のグループ会社同等に、リスク管理態勢および法令遵守態勢を構築し、業務を適正に行うよう管理している。
- ii) 当社は、海外現地法人（海外拠点）における海外拠点リスク管理態勢のもと、海外現地法人（海外拠点）の業務に関連するリスクを管理し当社グループ会社である株式会社JCBインターナショナルを通じて当社取締役にリスク評価結果を定期的に報告する。
- iii) 海外現地法人（海外拠点）は、日本国内の当社グループ会社同様に、経営管理、経営指導内容が法令に違反、またはコンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに当社の監査役に報告する。

- iv) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についてのグループ会社内報告体制として、社外の弁護士等を直接の情報受領者とする内部通報制度を、海外現地法人に各国法令に抵触しない範囲において適用する。

(6) 内部統制システムのモニタリング態勢の構築・運用

① 執行部署における自律的なモニタリング

- i) 執行部署は、内部統制システムの有効性を確保するため、自らの内部統制システム上の不備を明らかにし、必要な対策を実施するため定期的に自己点検を行う。自己点検の結果は社長を委員長とする内部管理委員会に報告され、報告内容に基づいて業務執行の決定を行う。
- ii) 内部統制システムを整備する総合リスク統括部は、全社的な内部統制システム上の不備を明らかにするため定期的に態勢や施策等に関して課題整理等を行い、方針策定や施策展開を推進し、社長を委員長とする内部管理委員会において業務執行の決定を行う。

② 内部監査および外部監査の実施

- i) 内部監査部署として設置した監査部は、内部監査計画に基づき各執行部署に対する監査を実施し、内部統制システムの高度化を図る。
- ii) 内部統制システムの評価に専門性・客観性・独立性が強く要求される場合等においては、第三者の専門的な知見を活用した評価意見聴取や外部監査を実施することにより、内部統制システムの高度化を図る。

③ 内部統制システム構築の基本方針の運用状況評価

- i) 取締役会は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況を定期的に評価し、必要な関係者に対して評価結果等の情報を開示する。
- ii) 内部統制システムの運用状況の評価は、必要に応じて第三者である監査人その他外部専門家の意見等を踏まえ、客観的な評価となるよう努めるものとする。

iii) 運用状況の評価結果に基づき、内部統制システム高度化のため、継続的な改善を行う。

(7) 反社会的勢力との取引排除態勢

当社および当社グループ会社は、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことと認識し、当社および当社グループ会社の取締役・監査役・使用人のみならず、お客様等の被害を防止するため、反社会的勢力を取引から排除するための態勢を構築し、運用することに努めている。

当社および当社グループ会社では、「反社会勢力による被害防止規則」を制定するとともに、その他規程において、関係遮断と排除の姿勢を明確にし、運用する。

■ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム構築の基本的な考え方

当社および当社関係会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための「内部統制システム構築の基本方針」は、適切に運用できています。（詳細は、次項以降に記述）

(2) 内部統制システムとして構築する基本的な体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役会および監査役会を設置のうえ、定期的に会議を開催し、取締役の職務執行について確認し、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保しています。監査役については、必要に応じ重要会議に出席し、関係部署や当社グループ会社等から定期的に報告を受け、問題があると認めるときには意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるなど指摘しています。また、監査役が求めた場合の補助者の設置については、規程化され、指揮命令および評価は監査役が行い、独立性および実効性が確保されています。

使用人の職務執行体制と法令および定款の適合性確保については、コンプライアンス体制の整備・維持を担う部署としてコンプライアンス部を設置し、法令遵守と企業倫理に係る取り組み等について使用人に周知しています。また、執行部署から独立した監査部を設置し、基本方針および年度計画に基づき監査を実施しています。

使用人の表彰および懲戒に相当する事案が発生した場合は、「賞罰委員会」を開催し、内容を決定しています。その他コンプライアンスに関する事実についての報告体制として、「内部通報規程」に従い、社外弁護士を通報先とした内部通報制度を設置し、運営しています。

(3) 全社的なコンプライアンス態勢の構築・運用

JCB行動指針に定める「コンプライアンスの徹底」を実践するため、「コンプライアンス規程」に従い、「コンプライアンス・プログラム」を策定、継続的に改善し、当社のみならず関係会社にも周知・徹底しています。

関連法令と社会ルールの遵守については、当社事業に関連する法令を特定し、管理レベルおよび対応要件等を定め、定期的な見直し、社内規程化、自己点検、モニタリング、教育研修等を実践しています。また、接待・贈答、インサイダー取引の防止に関わる態勢整備、反社会的勢力に関する被害防止等の社会ルールについても、同様に実践し、AMLについては、態勢強化のため、AMLプログラムを構築し、マネー・ローンダリングとテロ資金供与防止のために継続的な対策を行っています。

(4) 全社的なリスク管理態勢の構築・運用

全社的なリスク管理に関わる事項について、総合リスク統括部をリスク統括部署とし、主要施策と実行計画を定めるとともに、リスクごとに定められた各リスク主管部署は、統制活動の立案・実行、およびリスク事象の防止のために継続的な活動を行っています。

不測の事態に備えた事業継続管理については、社長を本部長とする緊急対策本部により迅速な判断、被害極小化、早期回復を図るための「緊急対策本部規則」を制定し、必要な関係者に周知しています。また、事業継続計画を整備し、研修や模擬訓練等を通じて、継続的な改善を行い、活動結果は経営報告等を行っています。

重大なリスク事象が発生した際には、すみやかに緊急対策本部または事案対策会議を設置し、初動対応による影響範囲の特定と拡散防止、再発防止策策定などを実施しています。

上記の全社リスク管理の概況について、リスクの発生可能性や影響度を評価の上、取締役会、経営会議および内部管理委員会等で定期的な報告を行い、必要な対応を決定しています。また、上記の会議において、監査役に対しても報告され、監査役会の監査機能を通じて、担当取締役および取締役会の適正な職務執行を確保しています。

(5) JCBグループのリスク管理態勢の構築・運用

関係会社のリスク管理については、「関係会社管理規程」を定め、当社グループ会社のリスク管理態勢および法令遵守態勢を構築し、必要な指導・助言を行い、リスク概況と必要な対策は、内部管理委員会、経営会議等を通じて当社および当社グループ会社の取締役に報告されています。

海外現地法人（海外拠点）のリスク管理についても、当社グループ会社同等にリスク管理態勢および法令遵守態勢を構築し、業務を適正に行うよう管理しています。

(6) 内部統制システムのモニタリング態勢の構築・運用

執行部署は、内部統制システムの有効性を確保するため、自らの内部統制システムの不備を明らかにし、必要な対策を実施するため定期的に自己点検を行い、内部統制システムを整備する総合リスク統括部は、全社的な内部統制システム上の不備を明らかにするため、定期的に課題整理を行い、それらの結果は内部管理委員会に報告しています。

内部監査および外部監査の実施について、監査部は、内部監査部署として設置され、社長に承認された基本方針および年度計画に基づく内部監査を継続的に実施し、内部統制システムの高度化を図っています。

内部統制システム構築の基本方針の運用状況について、取締役会は、「内部統制システム構築の基本方針」の運用状況を定期的に評価し、取締役会等で評価結果等の情報を開示しています。運用状況の評価結果に基づき、高度化を図るための継続的な改善を実施しています。

(7) 反社会的勢力との取引排除態勢

当社および当社グループ会社は、反社会的勢力との取引排除のため、各種規程・規則等を制定し、反社会的勢力を排除するための態勢を構築、運用するとともに、規程等の見直しも実施しています。

(本事業報告中の記載数字は、とくに注記のない限り、表示単位未満を切り捨てております。)

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社ジェーシービー 監査役会

常勤監査役 福 清 久



常勤監査役 斎 藤 彰



社外監査役 安田 新太郎



社外監査役 儀 賀 信 利



(注1) 監査役安田新太郎と監査役儀賀信利は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社ジェーシービー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野根 俊和

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

稲垣 浩子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェーシービーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上